

平成19年第1回
三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

(会議録第1号)

平成19年3月28日

三重県後期高齢者医療広域連合議会

平成19年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

3月28日

招集年月日	1
招集場所	1
開会及び閉会の日時	1
出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した議会事務担当職員の職氏名	2
説明のため議場に出席した者の職氏名	2
議事日程	2
会議に付した事件	3
議事の経過	
仮議席の指定	5
議長の選挙	6
議席の指定	8
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	9
三重県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について	9
三重県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の制定について	9
副議長の選挙	10
副広域連合長の選任同意について	11
監査委員の選任同意について	13
選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙	14
専決処分の承認について（三重県後期高齢者医療広域連合公告 式条例ほか29件の条例）	18
専決処分の承認について（平成18年度三重県後期高齢者医療 広域連合一般会計予算）	18
専決処分の承認について（三重県後期高齢者医療広域連合指定 金融機関の指定）	18
専決処分の承認について（三重県後期高齢者医療広域連合と三 重県との間における議会の議員その他非常勤の職員の公務災害 補償等に関する事務の委託に関する規約案）	18
平成19年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	21

平成19年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録（第1号）

1 招集年月日

平成19年3月28日 水曜日

1 招集場所

津市桜橋二丁目96番地 三重県自治会館第2・3研修室

1 開会及び閉会の日時

開会 平成19年3月28日 午後1時30分

閉会 平成19年3月28日 午後2時37分

1 出席議員（33人）

1番	藤原健朗	2番	田村宗博
3番	黒田憲吾	4番	中森慎二
5番	亀井秀樹	6番	佐之井久紀
7番	奥田修	8番	前田行正
9番	水谷元	10番	川口拓夫
11番	一見奉雄	12番	市川義高
13番	山下松一	15番	小坂勝宏
16番	木下行保	17番	河上敢二
18番	日沖靖	19番	竹内千尋
20番	今岡睦之	21番	安本美栄子
22番	平野勲	23番	佐藤均
24番	石原正敬	25番	田代兼二郎
26番	寺本洋左右	27番	長谷川順一
28番	中井幸充	29番	中谷治之
30番	辻村修一	31番	大野幸茂
32番	大西満穂	34番	奥山始郎
35番	古川弘典		

第 8	議案第 2 号	監査委員の選任同意について
第 9		選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
第 1 0	議案第 3 号	専決処分の承認について（三重県後期高齢者医療広域連合公告式条例ほか 29 件の条例）
第 1 1	議案第 4 号	専決処分の承認について（平成 1 8 年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算）
第 1 2	議案第 5 号	専決処分の承認について（三重県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定）
第 1 3	議案第 6 号	専決処分の承認について（三重県後期高齢者医療広域連合と三重県との間における議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の委託に関する規約案）
第 1 4	議案第 7 号	平成 1 9 年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

1 会議に付した事件

日程第 1		仮議席の指定
日程第 2		議長選挙
追加議事日程		
日程第 1		議席の指定
日程第 2		会議録署名議員の指名
日程第 3		会期の決定
日程第 4	議員提出議案第 1 号	三重県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について
日程第 5	議員提出議案第 2 号	三重県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の制定について
日程第 6		副議長の選挙
日程第 7	議案第 1 号	副広域連合長の選任同意について
日程第 8	議案第 2 号	監査委員の選任同意について
日程第 9		選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
日程第 1 0	議案第 3 号	専決処分の承認について（三重県後期高齢者医療広域連合公告式条例ほか 29 件の条例）

日程第 1 1	議案第 4 号	専決処分の承認について（平成 1 8 年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算）
日程第 1 2	議案第 5 号	専決処分の承認について（三重県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定）
日程第 1 3	議案第 6 号	専決処分の承認について（三重県後期高齢者医療広域連合と三重県との間における議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の委託に関する規約案）
日程第 1 4	議案第 7 号	平成 1 9 年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

1 議事の経過

午後 1 時 3 0 分 開会

○議会事務担当課長（猪飼康弘君）

総務企画課長の猪飼でございます。議会事務につきましては、総務企画課の担当事務となりますので、本日の議会事務の職務を行いたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

本日は、広域連合設立に伴う広域連合議会議員の選挙後、初めての議会でございます。議長が選挙されますまでの間、地方自治法第 1 0 7 条の規定によって、出席議員のうちより、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

度会町より選出の大野議員が年長の議員でありますので、御紹介申し上げます。大野議員、議長席へお願ひいたします。

〔臨時議長 大野幸茂君 議長席 着席〕

○臨時議長（大野幸茂君）

ただいま、御紹介いただきました度会町選出の大野でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞ、よろしくお願ひします。

○臨時議長（大野幸茂君）

ただいまから、平成19年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は33名であります。

議案説明のため広域連合長以下関係者の出席を求めていますことを御報告いたします。

会議に先立ち、広域連合長から招集のごあいさつがあります。

○広域連合長（松田直久君）

皆様、こんにちは。招集に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集させていただきました。

議員の皆様方には、年度末を迎え何かと御多用のところ、ご参集をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきまして御審議をいただきます案件は、三重県後期高齢者医療広域連合が設立されたことに伴いまして即時に施行が必要となりました条例や、平成18年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算等、緊急を要しましたが本広域連合議会が成立していなかったことから、専決処分を行いましたところの承認案件4件と、平成19年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算でございます。

よろしく御審議の程、お願ひ申し上げます。

その他、副広域連合長及び監査委員の選任につきましても、本議会の同意を得るため、議案といたしまして提出をさせていただきました。

いずれも新しく発足いたしました三重県後期高齢者医療広域連合の一体的な推進のため重要な人事案件でありますので、ご理解を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

以上、甚だ簡単でございますが、開会に当たりましての私のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。（拍手）

午後1時34分 開議

○臨時議長（大野幸茂君）

これから、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。議事の進行につきましては、広域連合議会会議規則が制定されておりませんが、本日の定例会に提案される予定の広域連合議会会議規則案に準じて進行いたしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（大野幸茂君）

御異議なしと認めます。よって、これより議事の進行につきましては、広域連合議会会議規則案によって進めます。

○臨時議長（大野幸茂君）

日程第1、「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、御手元に配布してあります議席表のとおり指定いたします。

〔指定された仮議席〕

1番	藤原健朗	2番	田村宗博
3番	黒田憲吾	4番	中森慎二
5番	亀井秀樹	6番	佐之井久紀
7番	奥田修	8番	前田行正
9番	水谷元	10番	川口拓夫
11番	一見奉雄	12番	市川義高
13番	山下松一	14番	伊藤允久
15番	小坂勝宏	16番	木下行保
17番	河上敢二	18番	日沖靖
19番	竹内千尋	20番	今岡睦之
21番	安本美栄子	22番	平野勲
23番	佐藤均	24番	石原正敬
25番	田代兼二郎	26番	寺本洋左右
27番	長谷川順一	28番	中井幸充
29番	中谷治之	30番	辻村修一
31番	大野幸茂	32番	大西満穂
33番	稲葉輝喜	34番	奥山始郎
35番	古川弘典	36番	西田健

○臨時議長（大野幸茂君）

議案整理のため、暫時休憩いたします。

午後 1 時 3 5 分 休憩

午後 1 時 4 3 分 開議

○臨時議長（大野幸茂君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○臨時議長（大野幸茂君）

日程第 2、「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定により、指名推薦によって行いたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（大野幸茂君）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推薦により行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、臨時議長において指名することにいたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（大野幸茂君）

御異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名することに決定いたしました。

○臨時議長（大野幸茂君）

議長に前田行正議員を指名いたします。

○臨時議長（大野幸茂君）

お諮りします。ただいま、臨時議長において指名いたしました前田行正議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（大野幸茂君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました前田行正議員が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました前田議員が議場におられますので、会議規則案第31条第2項の規定により告知します。議長、就任について、ごあいさつお願いいたします。

○議長（前田行正君）

ただいま、当広域連合議会の議長という大役をおおせつかいました。何ぶん、未熟ではございますが、誠心誠意、その任務を果たしてまいりたいと思います。何とぞ、議事進行につきましては格段の御協力をいただきますことをお願いいたしまして、議長就任のごあいさつに代えさせていただきます。どうもありがとうございます。（拍手）

○臨時議長（大野幸茂君）

以上をもちまして、臨時議長の職務をすべて終了いたしました。

前田議長、議長席にお着き願います。

皆様の御協力、誠にありがとうございました。議長と交代いたします。

〔臨時議長 大野幸茂君退席、議長 前田行正君議長席に着く〕

○議長（前田行正君）

これより、議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。それでは、追加議事日程第1号により議事を進めます。

○議長（前田行正君）

日程第1、「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則案第3条第1項の規定により、御手元に配布してあります議席表のとおり指定いたします。

〔指定された議席〕

1番 藤原健朗

2番 田村宗博

3番 黒田憲吾

4番 中森慎二

5番 亀井秀樹

6番 佐之井久紀

7番	奥田修	8番	前田行正
9番	水谷元	10番	川口拓夫
11番	一見奉雄	12番	市川義高
13番	山下松一	14番	伊藤允久
15番	小坂勝宏	16番	木下行保
17番	河上敢二	18番	日沖靖
19番	竹内千尋	20番	今岡睦之
21番	安本美栄子	22番	平野勲
23番	佐藤均	24番	石原正敬
25番	田代兼二郎	26番	寺本洋左右
27番	長谷川順一	28番	中井幸充
29番	中谷治之	30番	辻村修一
31番	大野幸茂	32番	大西満穂
33番	稲葉輝喜	34番	奥山始郎
35番	古川弘典	36番	西田健

○議長（前田行正君）

日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則案第107条の規定により、議席番号12番市川議員及び27番長谷川議員を指名いたします。

○議長（前田行正君）

日程第3、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日間にいたしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田行正君）

御異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

○議長（前田行正君）

日程第4、議員提出議案第1号「三重県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について」、日程第5、議員提出議案第2号「三重県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の制定について」、議員提出議案2件を一括議題といたします。

本案について、議会事務担当課長から提案理由の説明をいたします。

○議会事務担当課長（猪飼康弘君）

ただいま上程されました議員提出議案第1号「三重県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について」及び議員提出議案第2号「三重県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の制定について」を一括して御説明申し上げます。

議員提出議案第1号「三重県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について」は、地方自治法第120条の規定に基づき、三重県後期高齢者医療広域連合議会における会議の運営に関する手続等を定めようとするものであります。

次に、議員提出議案第2号「三重県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の制定について」は、地方自治法第110条の規定に基づき、三重県後期高齢者医療広域連合議会における委員会の組織及び運営に関する事項を定めようとするものであります。

以上、よろしく御審議の程お願い申し上げます。簡単ではございますが提案理由の説明を終わります。

○議長（前田行正君）

本案について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田行正君）

これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田行正君）

これにて討論を終わります。

これより採決を行います。議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号の議員提出議案2件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田行正君）

御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（前田行正君）

日程第6、「副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦により行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田行正君）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推薦により行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田行正君）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

○議長（前田行正君）

副議長に大西満穂議員を指名いたします。

○議長（前田行正君）

お諮りします。

ただいま、議長において指名いたしました大西満穂議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田行正君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました大西満穂議員が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました大西議員が議場におられますので、会議規

則第31条第2項の規定により告知いたします。

副議長、就任について、ごあいさつをお願いいたします。

○副議長（大西満穂君）

ただいま、議長より御指名をいただきまして、副議長という大役をおおせつかいました大紀町議員の大西です。議長を補佐し、この定例会が円滑にいきますように皆様方の御指導、御協力の程を切に切にお願いいたします。ありがとうございます。（拍手）

○議長（前田行正君）

日程第7、議案第1号「副広域連合長の選任同意について」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○広域連合長（松田直久君）

議案第1号「副広域連合長の選任同意について」につきましては、副広域連合長として、森下隆生伊勢市長、山田信博川越町長、尾上武義大台町長の3名を選任いたしたく、本議会の同意をお願いするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の程、お願い申し上げます。

○議長（前田行正君）

本件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田行正君）

これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田行正君）

これにて討論を終わります。

これより採決を行います。議案第1号について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田行正君）

御異議なしと認めます。よって、議案第1号は同意することに決定いたしました。

○議長（前田行正君）

議案整理のため、暫時休憩いたします。

午後1時53分 休憩

午後2時00分 開議

○議長（前田行正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（前田行正君）

日程第8、議案第2号「監査委員の選任同意について」を議題といたします。
地方自治法第117条の規定により、議席番号4番中森慎二議員の一身上に関する事件のため、本件の審議終了まで退場されますようお願いいたします。

〔4番 中森慎二君離席・退場〕

本件について、提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○広域連合長（松田直久君）

議案第2号「監査委員の選任同意について」につきましては、識見を有する者のうちから選任する監査委員として前田美和氏を、議会のうちから選任する監査委員として中森慎二議員を選任いたしたく、本議会の同意をお願いするものであります。

なお、前田美和氏は、久居市職員として長年勤務し、総務部長、水道事業副管理者、久居市教育長、久居市収入役を歴任され、平成17年12月市町村合併により失職されるまで御尽力いただいておりますことから、監査委員として適任であると考えます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の程、お願い申し上げます。

○議長（前田行正君）

本件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田行正君）

これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田行正君）

これにて討論を終わります。

これより採決を行います。議案第2号について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田行正君）

御異議なしと認めます。よって、議案第2号は同意することに決定いたしました。

〔4番 中森慎二君入場・着席〕

○議長（前田行正君）

議案整理のため、暫時休憩いたします。

午後2時05分 休憩

午後2時08分 開議

○議長（前田行正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（前田行正君）

日程第9、「選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙」を行います。

本件は、地方自治法第182条の規定により選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によって行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田行正君）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推薦により行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田行正君）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

○議長（前田行正君）

選挙管理委員会委員及び同補充員には、お手元に配布の名簿の方を指名いたします。

○議長（前田行正君）

お諮りします。ただいま、議長において指名いたしました方を選挙管理委員会委員及び同補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田行正君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方が、選挙管理委員会委員及び同補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。補充の順序は、先ほどの名簿順にいたしたいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田行正君）

御異議なしと認めます。よって、補充の順序は、名簿順とすることに決定いたしました。

〔選挙管理委員会委員及び同補充員名簿〕

委員 補充員 の別	氏名	住所	年齢	職業
-----------------	----	----	----	----

委員	大橋 達郎	津市東丸之内 6 番 1 8 号	6 8	無 職
委員	杉木 仁	伊勢市岩淵 2 丁目 3 番 5 号	7 0	無 職
委員	早川 進	三重郡川越町大字豊田 1 1 1 3 番地 2	7 3	無 職
委員	松田 文雄	多気郡大台町新田 3 2 2 番地 1	7 3	自営業
補充員	岡田 郁子	津市美杉町竹原 2 0 8 2 番地	6 2	衣料品小 売専従者
補充員	森本 保治	伊勢市二見町溝口 6 1 9 番地 2	6 8	無 職
補充員	平田 重樹	三重郡川越町大字南福崎 9 番地	6 8	無 職
補充員	市川 文隆	多気郡大台町天ヶ瀬 5 1 9 番地	6 6	僧 侶

○議長（前田行正君）

議会の構成等に係る事件も終了いたしました。

この際、広域連合長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。広域連合長。

○広域連合長（松田直久君）

三重県後期高齢者医療広域連合の第 1 回定例会の開会に当たりまして、私の所信の一端を申し述べ、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

はじめに、三重県内初の試みであります全ての市町が加入する、三重県後期高

高齢者医療広域連合の実現に御尽力をいただきました県内の市町長及び議員の方々をはじめ、広域連合設立に関わられた関係各位に、心より敬意を表する次第です。

私は、初代の広域連合長として、後期高齢者医療制度の運営を担うこととなりましたが、この広域連合の真価は、財政の安定化など、今後の運営によって発揮されるものであり、また新しい自治体の一つのあり方として、試行錯誤しながらも前向きに取り組んでいく所存です。

皆様方の御支援、御協力をお願いいたします。

わが国では、国民皆保険制度のもと、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してまいりました。

しかしながら、国民医療費は毎年2～4%伸びる一方、少子高齢化の急速な進展や経済の低成長への移行により、医療を取り巻く環境は大きく変化し、保険制度の運営は極めて厳しい状況となっています。

また本年は、2007年問題といわれますように、団塊の世代が定年を迎える年であり、老年人口はさらに急増していくことが見込まれます。

こうした状況のもと、昨年6月、国民皆保険制度を堅持し、将来にわたり持続的かつ安定的な運営を確保するための医療制度改革を推進する健康保険法等の一部を改正する法律が施行され、平成20年4月から75歳以上の高齢者の方等を対象とする、新たな後期高齢者医療制度が創設されることになりました。

この法律では、制度の運営を、都道府県の区域ごとに、全ての市町村が加入する広域連合を、平成18年度中に設立することにより行うことと定められており、本県におきましては、昨年8月1日、県内の全市町が参加する三重県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会が設置され、広域連合設立に向けての準備が進められてまいりました。

さらに、県内全市町の議会におきまして三重県後期高齢者医療広域連合設立の協議議案の議決を得、本年2月1日には、三重県後期高齢者医療広域連合の設立を迎えることができました。

この後期高齢者医療制度は、現行の老人保健制度に代わり、75歳以上の後期高齢者等を被保険者として保険料を徴収し、医療費の負担について現役世代と高齢世代の負担を明確にした制度です。

医療費から患者負担を除いた医療給付費の財源構成は、公費負担5割、健保・国保等の各医療保険からの支援金4割のほか、後期高齢者等から保険料1割を徴収して運営されます。

また、広域連合の財政リスクの軽減措置として、基金を設置するなど、国・県・市町が共同で責任を果たす仕組みになっています。

この制度は、県内の全市町村が加入する広域連合で運営することによる財政の安定化が最大のメリットであると考えており、このメリットを生かせるように運営を心がけていきたいと考えています。

さて、平成19年度における主な取り組みといたしまして、平成20年4月から後期高齢者医療制度が開始されますことから、しっかりとした基礎を作る取り組み、すなわち広域計画の策定や市町と連携した運営の仕組みづくりに重点をおいて、県内の市町と一丸となって後期高齢者医療制度を整備していきたいと考えています。

まず、広域連合は、広域計画の策定が義務付けられており、今後速やかに広域計画を策定します。

広域計画の内容については、後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び市町が行う事務に関することや広域計画の期間や改定に関することを記載します。

また、広域連合と市町の事務分担については、被保険者の資格管理や医療給付、保険料の賦課等に関する事務が広域連合へ集約されますが、各種申請・届出の受付などの窓口事務や保険料の徴収は市町事務となることから、今後は市町との緊密な連携・調整が必要となります。

平成19年度で最も重要な取り組みの一つである保険料の決定につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律で、被保険者の保険料率は、後期高齢者医療広域連合の全区域にわたって均一であることと規定されていることから、広域連合の条例にて保険料率を決定し、被保険者個人単位に所得に応じた県内一律の保険料を賦課することになります。

さらに、後期高齢者医療制度を効率的に運営するため、広域連合電算処理システムや県内市町等を繋ぐ効果的・効率的なネットワークシステムを構築し、事務の効率化を図りたいと考えています。

以上、新年度に取り組みます主な施策の概要について説明申し上げました。

最後に、平成20年度の県内の後期高齢者医療制度の被保険者数は、約22万人、また医療費の総額も1500億円を超えることが見込まれ、この膨大な被保険者を対象に、平成20年4月から後期高齢者医療制度を無事スタートさせるためには、1年間という期間はあまりにも短く、仕組みづくりは大変な作業になることが予想されます。さらに、国より十分な制度の詳細が示されていない中で、この後期高齢者医療制度を無事に発進させるためには、議員皆様をはじめ、各市町の皆様の御支援、御協力が不可欠でございます。

今後とも精一杯努力してまいりたいと考えておりますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。以上でございます。ありがとうございました。(拍手)

○議長（前田行正君）

それでは、議事日程により会議を続けます。

○議長（前田行正君）

日程第10、議案第3号「専決処分の承認について（三重県後期高齢者医療広域連合公告式条例ほか29件の条例の制定について）」、日程第11、議案第4号「専決処分の承認について（平成18年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算）」、日程第12、議案第5号「専決処分の承認について（三重県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定について）」、日程第13、議案第6号「専決処分の承認について（三重県後期高齢者医療広域連合と三重県との間における議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の委託に関する規約案の制定について）」、以上議案4件を一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（服部秀二君）

それでは、議案第3号から議案第6号までの「専決処分の承認について」について御説明申し上げます。

いずれも、平成19年2月1日緊急を要し、議会が成立していなかったため、次のとおり地方自治法第179条の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告して、その承認を求めるものでございます。

専決処分を行いました内容について、簡略ですが、御説明申し上げます。

まず、三重県後期高齢者医療広域連合公告式条例ほか29件の条例と平成18年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の2件の専決処分でございます。これは、広域連合の設立にあわせ、本広域連合を運営していくため必要な条例及び平成18年度一般会計予算を定めたものでございます。

条例の規定内容につきまして、準則があるものについては、準則に沿った内容とし、また、職員の勤務時間等の服務に関する条例については、三重県の規程を準用することとし、合併市町の条例の専決処分を例に制定をしております。

また、平成18年度予算につきましては、2月1日設立時から当該年度末までの2ヶ月間の予算となります。

議案第4号の2ページをごらんください。

歳入歳出の総額を1,188万1,000円と定め、歳入につきましては、分担金及び負担金として市町負担金が1,188万円、各市町の内訳は、6ページの説明欄に記載のとおりとなっております。雑入の1,000円を含んで、歳入合計が1,188万1,000円となっております。

他方、歳出ですが、8ページをごらんください。

議会費は、議会の運営費として議員報酬、定例会への旅費、定例会の経費としての需用費、役務費、使用料及び賃借料として、合計で71万円となっております。

次に事務局の運営経費等として、総務費を計上しております。その内訳は、広域連合長等の特別職の報酬、派遣職員に係る管理職手当と公務災害補償基金負担金、特別職・一般職の旅費、事務用品等に係る需用費、通信運搬費としての役務費、事務所借上料、事務処理機器借上料等の使用料及び賃借料、庁用の備品購入費、広域連合への派遣職員に係る人件費負担金等の負担金補助及び交付金として、総務費の合計が1,114万5,000円となっております。予備費をあわせ、歳出の合計が歳入合計と同額の1,188万1,000円となっております。

次に、三重県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定についてでございます。これは、地方自治法施行令第168条第3項の規定により、本広域連合の公金の収納及び支払の事務を取り扱う金融機関として百五銀行を指定したものであります。なお、指定金融機関の選定につきましては、候補金融機関の中からコンペ方式により選定いたしましたものであります。

続きまして、三重県後期高齢者医療広域連合と三重県との間における議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の委託に関する規約案でございます。これは、三重県内すべての市町、一部事務組合等の地方公共団体が、非常勤の職員の公務災害補償等に関して、地方自治法第252条の14の規定により三重県に事務委任しております。本広域連合についても県内の他の地方公共団体と同様に三重県に事務委託をするものであります。

以上簡単ですが、議案第3号から議案第6号までの「専決処分の承認について」の説明を終わります。よろしく御審議の程、お願い申し上げます。

○議長（前田行正君）

本件について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田行正君）

これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田行正君）

これにて討論を終わります。

これより採決を行います。議案第3号から議案第6号までの議案4件について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田行正君）

御異議なしと認めます。よって、議案第3号から議案第6号までの議案4件は、承認することに決定いたしました。

○議長（前田行正君）

日程第14、議案第7号「平成19年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（服部秀二君）

議案第7号「平成19年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」の提案説明をいたします。

まず、1ページをごらんください。

第1条において歳入歳出の総額をそれぞれ3億5,456万3,000円と定めております。

同条第2項に定める第1表の歳入歳出予算につきましては、説明の都合上、6ページの歳入歳出予算事項別明細書の2歳入により行いたいと思います。

第1款分担金及び負担金として市町負担金を3億5,456万1,000円計上しております。広域連合規約第17条に市町の負担金は予算において定めるとの規定により、説明欄に記載のとおりといたしたいと思います。

8ページに第2款として繰越金、第3款として諸収入の雑入としてそれぞれ1,000円を計上しております。

続いて、9ページの3歳出の説明を行います。

第1款議会費としては、年2回の定例会分を計上しております。議員の報酬及び旅費、定例会資料の印刷費、招集の案内の通信費、議場の使用料として、合計

で88万2,000円の予算としております。

第2款の総務費ですが、第1項総務管理費、第1目一般管理費としては、広域連合長部局等に係る経費を計上しております。

節の計上額として、報酬は、広域連合長等特別職の者として45万2,000円となります。

給料は、会計管理者を設置することとなっておりますので、会計管理者分として310万8,000円となります。

職員手当等は、县市町の派遣職員の時間外手当、管理職手当を、その他の手当につきましては、会計管理者分として合計506万円となります。

共済費は、会計管理者の共済組合等の負担金と、職員に係る公務災害補償基金の負担金として77万6,000円となります。

旅費は、費用弁償は特別職、普通旅費は一般職の旅費として200万9,000円となります。

交際費は、広域連合長の慶弔費として3万円となります。

需用費は、事務用消耗品費、公用車の燃料費、会議等に係る食糧費等として229万2,000円となります。

役務費は、通信運搬費として706万1,000円となります。また、通信費の内訳としては、事務局に係る電話等の通信費が101万2,000円、広域連合電算処理システムの回線費用が604万9,000円となります。

委託料は、財務会計システムとして200万円、広域連合電算処理システムの1億4,571万2,000円の1億4,771万2,000円となります。

使用料及び賃借料は、事務所借上料、事務局のコピー、パソコン等の機器類の借上料、その他会議室料等を含め859万円となります。

備品購入費は、立ち上げて間もないことから、庁用器具費として、52万2,000円となります。

負担金、補助及び交付金は、広域連合への县市町派遣職員に係る人件費負担金が1億7,190万4,000円、自治会館への光熱水費等負担金が342万7,000円、町村会への情報公開・個人情報保護審査委員の旅費負担金として、6万9,000円、共同設置の公平委員会負担金が2万1,000円の1億7,542万1,000円となります。

以上、各節の合計として総務管理費が3億5,303万3,000円となります。続きまして、第2項、第1目の選挙費、選挙管理委員会費は、選挙管理委員会に係る経費として、委員の報酬、旅費、委員会の会場の使用料として、合計8万3,000円となります。

第3項、第1目、監査委員費につきましても、監査委員の報酬、旅費、監査の会場使用料として、合計6万5,000円となります。

最後に予備費を50万円計上しております。

ここまで、説明してきたものの款・項の合計として、2ページに戻りまして第1表歳入歳出予算として、歳入は、分担金及び負担金が3億5,456万1,000円、繰越金が1,000円、諸収入が1,000円となり、歳入合計が3億5,456万3,000円となります。

また、3ページの歳出は、議会費が88万2,000円、総務費が3億5,318万1,000円、予備費が50万円となり、歳出合計が歳入合計と同額の3億5,456万3,000円となります。

また、予算として定めるものとして、4ページをごらんください。

第2表債務負担行為は、事務処理機器（職員増員分のパソコン14台分）の5年リースとしての債務負担を計上しております。

また、14ページをごらんください。

14ページには給与費明細書として、第2款総務費に計上の特別職の報酬を、15ページには、一般職に係る給料、各手当の内訳をそれぞれ記載しております。最後に16ページをごらんください。

16ページには債務負担行為についての調書として、平成18年度予算に計上した広域連合電算処理システム事業費、事務処理機器リース料、公用車リース料、また、当年度の事務処理機器リース料の調書を掲載しております。

以上、簡単ですが平成19年度一般会計当初予算の説明を終わります。よろしく御審議の程、お願い申し上げます。

○議長（前田行正君）

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田行正君）

これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田行正君）

これにて討論を終わります。

これより採決を行います。議案第7号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田行正君）

御異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（前田行正君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。これにて、会議を閉じます。

平成19年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さんでございました。

午後2時37分 閉会